

○滋賀県附属機関設置条例

平成25年 7 月 5 日 滋賀県条例第53号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項および第202条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項の表に掲げる附属機関にあつては、知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

別表（第 2 条関係）

1 知事の附属機関（抜粋）

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じて議会の議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料の額について審議すること。	10人以内	(1) 公共的団体等の代表者 (2) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る審議が終了するまでの期間

○滋賀県特別職報酬等審議会規則

平成26年1月8日滋賀県規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第5条の規定に基づき、滋賀県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。